

市川市監査委員告示第4号

令和元年度財政援助団体等監査の結果に
関する報告の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第
7項の規定により実施した財政援助団体等監査の結果に
関する報告について、同条第9項の規定により別紙のと
おり公表します。

令和元年12月27日

市川市監査委員	菅原卓雄
同	白土英成
同	稲葉健二
同	宮本均

公益社団法人市川市シルバー人材センター監査結果報告

全国都市監査委員会(※)の都市監査基準に準拠して、地方自治法第199条第7項による財政援助団体等監査を次のとおり実施した。

※ 全国都市監査委員会は、監査委員制度の円滑な運営と健全な発展を図ることを目的とした全国の市等の監査委員で構成される組織であり、監査委員が監査等を実施する際によるべき基本事項等を規定した都市監査基準を定めている。

第1 監査対象

1 監査対象団体及び部課

- (1) 公益社団法人市川市シルバー人材センター
- (2) 福祉部 地域支えあい課

2 団体の概要

(1) 目的

公益社団法人市川市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(2) 設立及び経緯

昭和54年10月、市川市に居住する概ね60歳以上の方に対して働く機会を提供することにより、高齢者の社会参加を促進するとともに、健康維持と生きがいを確保し、地域社会の福祉の向上に寄与するため、「財団法人市川市高齢者福祉事業団」が設立された。

その後、昭和61年10月に「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」が施行され、事業のより一層の発展を目指し更に充実させるため、財団法人を解散し、平成3年4月1日に新たに「社団法人市川市シルバー人材センター」を設立した。

平成20年12月には公益法人制度改革関連3法が施行されたことにより、平成24年4月1日に「公益社団法人」に移行したものである。

(3) 補助対象事業

市は、公益社団法人市川市シルバー人材センター運営費補助金交付要綱を定め、センターが行う高年齢者就業機会確保事業（定年退職後等の高齢者に対し、地域に密着した仕事を提供する事業をいう。）に要する経費に対し、補助金を交付している。補助対象事業の業務内容は、次に掲げるとおりである。

- ① 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための、就業の機会確保及び提供。
- ② 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る雇用による就業を希望する高齢者のための、職業紹介又は一般労働者派遣事業。
- ③ 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施。
- ④ 高齢者のための就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業。

- ⑤ 地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るための情報収集や提供、調査、相談等の実施。
- ⑥ その他、目的を達成するために必要な事業の実施。

第2 監査の着眼点及び実施方法等

1 監査の着眼点

(団体関係：センター)

- ① 事業計画書、予算書及び決算書等と所管部課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- ② 補助事業は、市の補助基準に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ③ 出納関係帳票の整備、記帳並びに領収書等の証拠書類等の整備は、法人の会計規程に基づき適切か。
- ④ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。
- ⑤ 会計処理上の責任体制は確立されているか。

(所管部課関係：福祉部 地域支えあい課)

- ① 補助金の決定は規則等に適合しているか。
- ② 要綱で定める交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。
- ③ 補助金の額の算定、交付の方法・時期・手続等は適正か。
- ④ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等により適切になされているか。

2 監査の主な実施内容

関係書類及び関係帳簿類を調査するとともに、関係職員の説明を受けた。

3 監査の実施場所及び日程

(1) 事務局による予備監査

平成31年4月1日から令和元年10月25日まで、関係書類及び関係帳簿類を調査するとともに、関係職員の説明を受け、また令和元年8月22日、23日にセンター事務室において調査を実施した。

(2) 監査委員監査

令和元年11月7日にセンター事務室において、予備監査の結果を基に実施した。

4 監査の範囲

平成28年度、平成29年度及び平成30年度の補助金に係る出納事務等

第3 監査の結果

センターの事業は、補助金の目的に沿って適正に執行されているものと認められた。

福祉部地域支えあい課においては、今後もセンターに対し適正な指導・監督等を行われたい。